

令和5年2月27日（月曜）

議 事 日 程 第4号

令和5年2月27日（月曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○原亨議長 皆さんおはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。

○原亨議長 日程第1「一般質問」を行います。
発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。
まず、那須円議員の発言を許します。那須円議員。

〔36番 那須円議員 登壇 拍手〕

○那須円議員 皆さんおはようございます。日本共産党熊本市議団の那須円です。
質問通告に従ってお尋ねしてまいります。

まず最初に、物価高騰に対する市独自の対策や支援策についてお尋ねいたします。
物価高騰と国民生活の悪化は大変深刻です。昨年12月の物価はさらに高騰し、全国消費者物価指数は、生鮮を除く総合で前年同月比4.0%と41年ぶりの高い伸びでありました。ガス、電気、食品をはじめ、生活に欠くことのできない品目の値上がりが特に深刻で、家計への負担増は2人以上の世帯で年間14万3,000円に上ります。

物価高騰の要因については、ロシアのウクライナ侵攻や新型コロナウイルスなど挙げられていますが、大きな原因は円安であり、その引き金を引くこととなったアベノミクスによる異次元の金融緩和に対する総括や反省が必要であることをまず初めに指摘したいと思います。政府は、アベノミクス、異次元の金融緩和にまだまだ固執する一方で、解決の鍵である賃上げについても構造的賃上げと言いながら、企業への要請にとどまっている状況です。物価高騰のさなかに医療や介護の負担増を次々と強行しようとする姿勢に、私は怒りすら感じています。

こうした中で、本市の物価高騰に対する支援策の重要性が高まっています。9月議会の一般質問でも述べましたが、市民生活、飲食、農漁業、運送など、幅広い分野で物価高騰による深刻な影響が出ており、これらの対策については、国の支援策にとどまらず、地方自治体として、本市独自の対策は急務であります。今回はその中でも特に、物価高騰により、衣食住の生きる土台の部分で困難を抱えている事例を紹介しながら改善を求めていきたいと思います。

1点目は、生活保護利用者への支援について、とりわけ、冬季加算の特別基準の適用についてお尋ねいたします。

御存じのとおり、生活保護の支給基準は現在段階的に減少されており、物価高騰に

よる支出の増幅と支給される保護費の削減の中で、保護利用者は生存権すら奪われかねない状況に置かれています。物価高騰前の基準で作られた最低生活を送る基準のまま今般の物価上昇の中での生活が強いられば、憲法で保障した健康で文化的な最低限度の生活を下回る暮らしが余儀なくされています。

先日、保護利用者の方とともに市への要請に私も参加しましたが、Aさんは、がんと宣告され、免疫を高めるために体温を高く保つように医者に言われているが、ガス代が高いので、お風呂を沸かすのを節約し、お風呂に入るのは5日に1度に行っている。Bさんは食材の高騰により、1日の食事を3回から2回に減らしている。Cさんは光熱費を節約するために、ストーブはつけずに、1日中こたつに潜り込み寒さをしのいでいる。こうした生々しい現実が市の職員の前で語られました。大西市長にはこの声、伝わっているのでしょうか。憲法で保障された生活すら送られていない現実が、この熊本市にあることを改めて認識いただきたいと思います。

そこで、生活保護利用者に対する冬季加算の特別基準の適用についてお尋ねいたします。

2015年度の国からの通知によって、障がい、傷病などの理由で外出が困難な人がいる世帯に、通常額の1.3倍となる冬季加算を適用することが制度化されました。高知市でこの冬から生活保護に冬季加算特別基準の適用が実施されることになっております。高知市では、11月から3月までの冬季加算が設けられており、11月に遡って適用するとのことでもあります。また、申請によるものではなくて、市の職権で適用し、保護利用世帯に寄り添った対応をすることとしていることも大変重要です。

そこで、お尋ねしますけれども、本市において、通知に沿った対応はどのようになされ、何世帯に対して適用されているのでしょうか。また、本市としても高知市のように国が示した特別基準への適用を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。健康福祉局長にお尋ねいたします。

次に、生活困窮世帯、多人数世帯、子育て世帯等への支援についてお尋ねいたします。

埼玉県飯能市などのように、これまでの住民税非課税世帯の給付対象から一回り対象を広げて、低所得で住民税の均等割のみ課税されている世帯、これまでの国の給付では対象にならなかった世帯へ5万円支給するなど、独自の支援に取り組む自治体も少なくありません。同市の新井重治市長は、今まで手が届いていない人たちへの支援を優先してほしいと述べられております。

また、以前紹介した新潟市の非課税世帯への独自給付のように、とりわけ、灯油や光熱費がかかるこの冬季に関して、独自のガス光熱費高騰への支援を行っている自治体もあります。国が行っている支援策ではまだまだ不十分であることから、こうした自治体独自の支援策が全国の多くの自治体で実施されている状況です。熊本市においても市民生活の実態把握を進め、独自の支援策を実施するべきだと思いますがどうでしょうか。大西市長にお尋ねいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 私からは、生活保護における冬季加算特別基準についてお答えいたします。

この特別基準の適用につきましては、障がい等で常時在宅せざるを得ない場合であって、地区別冬季加算額により難いときは、その1.3倍の額の範囲内で認定できるとされています。本市では、国の通知を受け、被保護者からの相談に基づき適用していますが、これまで3世帯に適用しています。

昨今の光熱費の高騰の状況も踏まえまして、今後は、福祉事務所で世帯の個別の状況を確認し、必要に応じて特別加算を適用するなど、寄り添った対応に努めてまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市では、これまでもコロナ禍における生活支援として、住民税非課税世帯や子育て世帯、ひとり親世帯等への直接支給を行ってまいりました。現在は、今月初めに受付が終了しました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について年度内の事業終了に向けた支給事務を進めているところです。

また、物価高騰によります負担増を利用者に価格転嫁することのないよう社会福祉施設等への間接的支援も実施しておりまして、加えて、出産・子育て応援給付金についても、いち早く市民の皆様にお届けできるよう取り組んでおります。今後とも物価高騰の状況を注視いたしますとともに、国や県の動向も踏まえながら、対応策を検討してまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 答弁には生活保護利用者に対する特別基準の適用は3世帯という答弁がありました。高知市では約300世帯が対象になるであろうというふうに見込まれていますので、まだまだこれまでの働きかけは少なかったというふうに思います。

ただ、今答弁で生活保護利用者への冬季加算特別基準については、福祉事務所の職権で適用が図ってくると答弁がありました。光熱費高騰に苦しむ世帯への支援であり、決断いただき感謝申し上げます。物価高騰は昨年初めより続いています。ぜひ、11月の冬季加算にまで遡及して支給されるように要望いたします。

また、その他独自支援については、国や県の動向も踏まえながら、対策、検討することでしたが、ぜひ、暮らしや経営の実態を把握してほしい。そこで暮らし、働く人々の声を聞きながら支援につなげていただきたいと思います。

次に、学校給食の無償化についてお尋ねいたします。

学校給食無償化については、文部科学省が2017年度に初めて調査した時点では、小中学校ともに無償化して実施しているのは全国1,740自治体の4.4%に当たる76自治体であり、また、人口1万人未満の自治体がそのうち56自治体と比較的人口規模の少ない自治体中心に行われている状況でありました。それでは、現在はどうなっているのか。給食無償化に踏み出した自治体はその後増え、小中学校とも給食無償の自治体は

254自治体、5年前の3倍以上になっています。小学校のみは6、中学校のみは11、青森市、人口27万人や山口県岩国市、人口13万人など、大きな自治体も無償に踏み出しているとともに、東京都葛飾区、人口46万人、千葉県市川市、人口49万人などでは来年度から無償を実施する予定になっています。

さらに、東京都では、葛飾区の実施表明を受けて、世田谷区、北区、中央区、台東区、品川区、荒川区、中学校のみですが、足立区とさらに広がり、実施に踏み切る予定です。

中学校で無償の群馬県太田市は、来年度から小学校も無償にするなど、子育て支援やコロナ禍による家計の負担軽減などを目的に、人口の多い自治体にも実施が広がっているのが大きな特徴となっています。また、完全無償化に至らなくても少しでも保護者負担を減らそうと半額補助、第3子から無償、中3のみ無償など一部無償の自治体が多数あります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充で創設されたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分などを利用し、期間限定で実施する自治体も広がっています。県下では新たに菊陽町が来年度に向けて保育園、小中学校等への給付費に対し、1人1,000円の助成案が町議会に提案されています。

そもそも憲法第26条は、義務教育はこれを無償とすると規定し、教育基本法第4条及び学校教育法第6条において、義務教育の無償化が担保されています。2015年には、食育基本法が、そして2016年には、食育推進基本計画が制定され、学校給食は、教育の一環として明確に位置づけられました。そして、文部科学省による学校給食無償化に関する調査において、無償化の成果として児童・生徒は栄養バランスのよい食事摂取の意識向上、保護者には、親子で食育について話し合う機会の増加、教職員においては、食育の指導に関する意識向上が見られたと報告されており、学校給食の無償化は、学校給食法に規定する食育の推進に間違いなく寄与し、教育的効果が高い施策であることが明らかになりました。

熊本市においても学校給食無償化に一步を踏み出すべきだと考えますが、いかがでしょうか。大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 学校給食費の無償化について、本市では、現在、学校給食費は、学校給食法における保護者負担の原則に基づき、保護者に御負担いただくこととしております。また、学校給食費の負担軽減につきましては、私のマニフェストにもお示しいたしましたとおり、子育て世帯への支援として、一定の負担軽減が必要と考えておりますことから、他都市の取組を研究してまいりますとともに、本市におけます具体的取組を検討してまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 学校給食については、一定の負担軽減が必要というふうに市長から認識が示されました。質問でも指摘しましたが、経済的負担軽減とともに、食育の推進に

寄与する教育的効果が高い取組であります。また、市長の公約でもあります。早急に制度設計をしていただき、実施に結びつけていただきたいというふうに思います。

次に、介護保険制度についてお尋ねいたします。

御存じのとおり、そもそも介護保険制度ができる前までは、各自治体が主体となった措置制度というものがありましたが、急速に進む少子高齢化により、社会保障費が年々増加、とうとう税金で成り立っていた措置制度では財政状況が厳しくなり、1997年に介護保険法が制定され、2000年に介護保険制度がスタートしました。しかし、開始僅か5年後には施設などに対する食費や居住費が保険給付の対象外にされたことをはじめ、これまで要支援1、2の訪問介護の保険給付外し、特養老人ホーム入居条件を介護3以上に限定するなど、サービスの縮小を行う一方で、保険料については、3年ごとの見直しのたびに引上げられてまいりました。

熊本市の介護保険料も第1期基準月額が、3,250円であったものが、第2期には4,000円、第3期4,600円、そして第8期には6,400円と介護保険スタート時に比べ、約2倍に引き上げられています。一方、お年寄りの収入である老齢基礎年金は、介護保険制度スタート時に年間80万4,200円であったものが、現在では77万7,800円と高齢者の収入は減少している状況です。

受け取る年金は減少し、支払う介護保険料は2倍となる中、厚労省は今月、保険料滞納によって、預貯金など差し押さえられた65歳以上の人が全国で2万1,578名に上り、初めて2万人を超えたことを発表しました。年金を年18万円以上、つまり月の年金が1万5,000円以上の65歳以上の人は年金から保険料が天引きされるために、滞納して差押えとなった高齢者の圧倒的多数は、無年金や極めて少ない年金の受給者です。熊本市においても、保険料滞納のために、一旦10割介護利用料を払わなければならない償還払いの方が67人、利用料は通常の3倍ともなる給付額減額者が91名、こちらも天引き対象から外れる、つまり滞納するということということは、天引き対象ではない低年金、もしくは無年金の方々が厳しいペナルティー措置を受けている状況です。

そのほか、介護保険の課題について、近年は、核家族化の進行により、高齢者世帯のどちらかが、どちらかを介護しなければならない、介護が必要となった結果、もう一人に負担がのしかかる、こういうことも少なくありません。そのため、老老介護、認認介護など、介護者の精神的、肉体的な課題が増え、介護者自身の健康を阻害しています。

社会的な問題になっている介護疲れによる事件や事故も深刻化しています。また、家族の介護で仕事を辞めるといふ、介護離職者は年々増えており、社会問題にもなっています。本来、制度的行き詰まりに直面している介護保険については、大幅な国庫負担の引上げが求められるものです。

しかし、今後政府が実施しようとしているメニューは、介護保険サービスの利用料を2割から3割負担の対象者を拡大すること、そして、要介護1、2の訪問介護などの保険給付外し、ケアプランの有料化、老健施設など、相部屋、多床室の有料化、保

保険料の給付年齢の引下げと利用年齢の引上げ、補足給付の資産要件に不動産を追加、高所得者の保険料引上げなど、負担増とサービス削減の連続です。

サービスを増やせば、保険料が増えてしまう、保険料を低く抑えれば、サービス基準が切り下げられてしまう、こうした今まで続いてきた状況は、まだましで、今や保険料を引き上げて、さらにサービスを切り下げるといふ最悪の矛盾に直面しています。まさに、保険ありきでサービスなしと言わなければなりません。

そこで、介護保険について、大西市長にお尋ねいたします。

市長は介護保険のこうした構造的な矛盾や制度の行き詰まりが高齢者や利用者に深刻な痛みを与えていることについて、どのように認識していますでしょうか。また、こうした状況を改善するためには、介護保険会計への国からの国庫負担の引上げ、そして、自治体からの財政投入、いわゆる一般会計からの繰入れを行い、保険料や利用料の軽減を図ることが不可欠と考えますが、市長はどのような認識でしょうか、御答弁お願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市におきましても、超高齢社会の進展に伴い、要介護者数は年々増加しておりまして、介護者の負担軽減の意味も含め、今後も介護サービスの充実を図る必要があると考えております。一方で、介護給付費の増大は、保険料や利用料負担の拡大など、高齢者の生活面に大きな影響を与えていると認識しております。

そのため、本市といたしましても低所得者を対象とした市独自の保険料減免制度を継続いたしますとともに、介護予防や重度化防止の取組を推進し、健康寿命を延ばすことで介護給付費の伸びを抑えるよう努めているところです。

また、財政負担につきましては、これまでも全国市長会等を通して、低所得者に対する保険料や利用料の総合的かつ統一的な軽減対策を求める提言などを行っておりまして、今後も様々な機会を捉えて、国に対し要望してまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 国に対して総合的かつ統一的な負担軽減対策を求めているとのことでありました。必要なサービスを受けることができないという方、そして現行のサービス水準では不十分であるために、先ほど紹介したような老老介護の末に長年連れ添った相手をあやめてしまう、こうした悲惨な事件は後を絶ちません。昨年3月においても、日立市においても、目が不自由で介護は必要な妻の胸を包丁で刺して殺害したとして夫が殺人の罪に問われる事件が起きました。こうした悲劇はどの地域でも起こり得るものであり、国の対策待ちで本当にいいのか、こうした実態を直視し、早急な対応が求められることを強く指摘したいと思います。

次に、はつらつプラン策定に向けた耳の聞こえに関するアンケートについてお尋ねいたします。

私は、昨年9月議会において、加齢性難聴者の補聴器購入への補助についてお尋ねいたしました。加齢性難聴の影響は危険の察知や家族、友人とのコミュニケーション

がうまくいかなくなるとともに、孤立し、鬱状態や認知症の発症リスクを大きくすること、そしてこうした難聴の改善には、補聴器が生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住みなれた地域で自分らしく暮らせるための必需品となっていること。しかし、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であり、購入できない方が少なくないことを指摘いたしました。経済的負担を軽減することを求めてまいりました。

質問において、まずは実態把握を進める点で、アンケートの実施を要望し、大西市長の決断でアンケート実施が行われたことについて、多いに評価できるもので、感謝を申し上げたいと思います。

そこで、私も議員最後の質問となり、質問しっぱなしというわけにもいかず、今後のことについてお尋ねいたしますけれども、アンケートの集計、取りまとめはいつ頃になるのでしょうか。また、アンケート結果を受けてになります。認知症検診、社会活動参加への支援、補聴器購入補助など、具体的な取組につなげていく必要があると思いますが、今後の取組についてお尋ねいたします。健康福祉局長に答弁を求めます。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 現在、アンケートの集計及び取りまとめを行っているところでございまして、来月、3月末に調査結果が出る見込みでございまして。今後は、現在、国が実施している「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果の研究」が終われば、その検証結果も踏まえた上で、加齢性難聴で悩んでおられる方への支援の在り方を総合的に検討してまいりたいと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 加齢性難聴で悩んでいる方への支援の在り方を総合的に検討していくとの答弁でありました。早急な取組をお願いいたします。大いに今後の取組に期待したいと思います。

次に、TSMC進出に関わる地下水保全に向けた取組についてお尋ねいたします。

この問題は、9月議会の一般質問においても取り上げました。9月時点においては、TSMCへの認可を行う県と当該企業との間で話合いがなされている段階であり、市としてあまり詳細な情報を得ていない状況でありましたので、改めて、今回取り上げたいと思います。

大西市長は議案提案説明において、台湾訪問の際に、TSMCに対し、地下水保全への協力をお願いしたと述べられました。熊本都市圏100万人の生活を潤す貴重な地下水は熊本の宝であり、量、質ともに保全し、未来へ残さなければならないと思います。量的な側面から言えば、1日1万2,000トンの地下水が採取される中で、その採取量に見合う地下水涵養対策が企業の責任で行われることが当然求められます。

また、質の面で言えば、半導体の生産過程において大量の地下水が採取され、そして大量の水が廃棄されるわけでありまして。御存じのとおり、半導体の生産に不可欠な有機フッ素化合物群について、欧州連合、EUでは、環境や生態系に悪影響を及ぼす

として、規制に向けた検討が進んでいます。早ければ2025年にも欧米で始まる見通しです。

それでは、TSMCからの排水にどのような物質が含まれているのか、有機フッ素化合物群は含まれていないのか、また、これらの安全基準についても、いずれも濃度規制であり、いくら希釈され基準を満たしていたとしても、大量に排出された場合に、安全性に問題はないのか、濃度規制ではなくて、総量規制で管理されるべきではないのかなど、多くの検証が必要であると考えます。そのためにも、取水、排水の情報については、常に企業側と情報を共通しながら、地下水保全に取り組む必要があると考えます。

そこで、お尋ねいたしますけれども、TSMCと熊本市の間で、地下水のくみ上げ量、具体的な涵養対策の内容と規模、排水に含まれる有害物質の種類と排水量、産業廃棄物として処理される残渣の形状と排出量、排出先について確認し、地下水のくみ上げや汚染水の排水に一定の総量規制をかけることも含めた、地下水保全に関する協定を取り交わすべきだと考えますが、いかがでしょうか。大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 TSMCの地下水保全対策については、提案理由説明でも申し上げましたとおり、TSMC本社のYH・リャオ副社長と面談し、改めて地下水保全への御協力をお願いしたところです。

現在、TSMCが発表いたしました地下水採取量の100%以上の涵養対策について、熊本県、くまもと地下水財団等と連携し、具体的な対策の着実な実施に向け、TSMCと協議を行っているところです。

また、排水につきましては、全て下水道に排出される計画となっております。今後、水質汚濁防止法、下水道法及び熊本県地下水保全条例等の厳しい規制基準に基づき、県による排水処理施設の性能等の事前審査が行われ、さらに、工場稼働後は、菊陽町が立入検査を実施し、規制基準等が遵守されているか、継続的に確認されます。

本市におきましても、TSMCの排水を受け入れる県が管理いたします下水処理場の放流水について、定期的に検査を行いますとともに、放流先の河川の水質についても監視を行ってまいります。こうした取組を着実に進めるとともに、協定締結の在り方についても、県などに確認の上、検討してまいりたいと考えております。

今後も本市の宝であります地下水の恩恵を次の世代に引き継ぐため、県や関係機関と連携し、地下水の保全に取り組んでまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 排水については、県による事前調査、事前審査、そして稼働後は菊陽町による立入検査ということで、熊本市は放流水、河川についての定期検査ということでありました。しかし、何らかの理由で例えば、土壌に排水が漏れいしてしまったり、地下水脈に及んでしまうなどあれば、いくら放流水や河川の検査では地下水汚染を事

前に防止できるものではありません。排水の成分や量、管理の仕方など、地下水を守る万全の対策が図られるように、県、市、そして企業間での協定を結び、絶えず監視の目を向けていくことが求められます。

日本共産党市議団で市民アンケートを今、行っていますけれども、TSMC進出による地下水への影響を懸念している市民は8割から9割ほど、大変多くいらっしゃいました。実効性ある対応を求めて、次の質問に移ります。

次に、地域医療構想における植木病院の病床削減についてお尋ねいたします。

総務省は、2007年に公立病院改革ガイドライン、2015年に新公立病院改革ガイドラインを策定し、公立病院の赤字解消や再編ネットワーク化の名による病床削減、病院統廃合の号令を自治体にかけてまいりました。特に、厚生労働省が2016年の地域医療構想で、高度急性期、急性期病床の20万床削減計画を打ち出して以後は、新公立病院改革ガイドラインと地域医療構想を整合させながら、公立病院の整理を求めてまいりました。

こうした中、昨年12月14日、厚生労働省は再編、統合の議論を迫っていた436の公立・公的病院について、新型コロナ対応の中心を担う急性期病床の少なくとも6,600床が2017年から2025年の8年間で削減される見込みだと公表しています。急性期病床は、2017年7月時点の2万3,800床から3割近く削減されることとなります。

熊本県地域医療構想についても、中身を見ても、削減目標を示したものではないと断り書をしながら、病床については、許可病床数3万1,151床から、厚生労働省令による算定で、2万1,024床と3分の1の病床が削減されなければ、達成できない病床数が記載されています。

こうした方針に対し、コロナ禍を経験し、公的病院を持つ自治体をはじめ、削減ありきの方針に異論が噴出しています。2021年12月の地域医療確保に関する国と地方の協議の場において、全国知事会の代表は、高齢化のピークとされる2025年に向けて、急性期病床を減らすという地域医療構想の考え方の変更を主張、今後の感染拡大に向け、一定程度の余力がある医療体制を国に求めています。全国市長会の代表も新型コロナに対応できたのは、活用されていないベッドがあったからだとし、赤字を理由にした病院統廃合は、大変な地域の問題になると訴えました。

そこで、地域医療構想における植木病院の病床についてお尋ねしますが、まず、植木病院が、新型コロナウイルス感染が広がる中で、果たした役割についてお答えください。また、本市が熊本県地域医療構想に向けて、県との協議を行う際に、示した植木病院の病床削減案についてお示しください。また、12月議会閉会直後に説明があったのですが、なぜ開会中の厚生委員会で説明を行わなかったのでしょうか。以上の点は、病院事業管理者にお尋ねいたします。

次に、大西市長にお尋ねしますが、コロナ関連など、新たな感染症対策に向けて、医療体制の強化こそが求められると思いますが、病床削減はこうした体制強化に逆行しているのではないのでしょうか。市長として病床削減を前提とした協議については見

直すよう、県や国に働きかけるべきではないでしょうか。以上、答弁を求めます。

〔水田博志病院事業管理者 登壇〕

○水田博志病院事業管理者 まず、植木病院の新型コロナウイルス感染症対応については、令和5年2月20日までに、中等症384人、軽症・無症状508人、計892人の入院患者を受け入れてまいりました。

次に、地域医療構想における植木病院の病床削減案についてお答えいたします。

地域医療構想は、御承知のように、人口減少と少子高齢化を背景に、医療機関が今後地域で担うべき役割と医療機能ごとの病床数について、地域医療構想調整会議で協議をして合意を得るものであります。

その中で、植木病院については、全分析項目で診療実績が少なく、また、構想区域内で一定数の診療実績を持つ医療機関が近接しているため、他の医療機関への機能の統合や病院の再編統合について再検証を求められております。

このため、植木病院では、医療圏における医療需要の推計などに基づき、急性期病床23床、慢性期病床14床を減少し、回復期病床6床を増床して、病床数を現在の141床から110床に削減する対応方針案を作成いたしました。

対応方針案につきましては、県と協議の上、最終的に決定して地域医療構想調整会議で協議されることとなっており、12月の厚生委員会では、県との協議前であり、公式な対応方針案をお示しすることができなかつたため、個別に病院の対応案を説明させていただいたところであります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 地域医療構想については、将来の医療需要の動向などを踏まえて、医療機関の医療機能と病床の必要量を決定するものです。一方、新興感染症拡大時の短期的な医療需要への対応につきましては、各都道府県の医療計画に位置づけ、地域医療構想で決められた病床数の中で機動的に運用されるものと認識しております。いずれにいたしましても、地域の状況に応じた医療提供体制となるように、今後も国や県と協議をしながら対応してまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 植木病院については、コロナ禍の下、892名の入院患者を受け入れてきたとのことですが。しかし、熊本県地域医療構想の方針の下で、植木病院の病床を141床から110床、31床を削減するとの市としての案をもって協議に臨み、方針が決定されることに強い違和感、危機感を感じています。将来の医療需要を踏まえて、病床の必要量を決定するとの市長からの答弁がありましたが、病床削減ということは、そこで働く医療従事者も減らされることとなります。コロナを経験した我々が教訓としなければならないのは、こうした新興感染症の際に、必要な病床、必要な人員などを医療資源が足りずに、十分な対応ができなかつたこと、これを痛苦の教訓として将来に生かすことではないでしょうか。

市長は、新興感染症拡大時の短期的な医療需要についての対応については、医療計

画に位置づけて、削減後の病床で機動的に運用されると認識を示されましたが、今回の新型コロナウイルスにおいては、コロナに感染しても入院できずに、高齢者施設に留め置かれて医療につながることなく命を落とす事態が全国各地で発生しました。採算性や経営という物差しで医療の在り方を縮小する国や県の方針に対し、やはり現場を見てきた自治体としてはっきりと物を言う必要があると思います。病床削減を容認しながら、今後は国や県と協議という姿勢では、命は守れないということを強く指摘したいというふうに思います。

次に、西部方面隊司令部の一部地下化についてお尋ねいたします。

岸田政権は、敵基地攻撃能力の保有を含めるなど、安保3文書の見直しを行い、その中の国家防衛戦略として、自衛隊の司令部などの地下化を進める方針を盛り込みました。本市東区にある西部方面隊司令部においても、地下化に向けた関連予算が提案されております。そこでお尋ねしますけれども、西部方面隊司令部地下化の目的を市はどのように把握しているのでしょうか。国から説明があったのでしょうか。また、国に対して、市として説明を求めたのでしょうか。また、司令部地下化の方針について、大西市長はどのような認識でしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 陸上自衛隊西部方面隊を含む主要司令部等の地下化については、国の防衛力整備計画や防衛省の令和5年度予算案により承知しておりますが、現時点では国からの説明はあっておりません。

このことに関しましては、国防に関することであり、国において適切に対応されるものと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 今、市長からは、来年度の予算案により承知しているが、国からの説明はあっていないと、国において適切に対応されるものというふうな認識の答弁がありました。私の質問では、では、市の方から国にちゃんと説明を求めたかということもお聞きしております。その点について、再度答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、国の防衛力の整備計画、あるいは防衛省の令和5年度予算案について承知しておるところでございますが、私の方から国に対して説明を求めたことはございません。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 岸田政権による安保3文書の見直しは、戦後曲がりなりにも維持し続けてきた専守防衛という立場を投げ捨てて、敵基地攻撃能力、いわゆる政府で言う反撃能力の保有を認めて、さきに成立した集団的自衛権を認めた安保関連法と絡めることで、例えば、日本が攻撃されていないにもかかわらず、他国を攻撃する先制攻撃を可能とする、こうした法的な道筋を立ててしまう危険な道を歩んでいると指摘しなけれ

ばならないというふうに私は思います。

政府はGDP比2%を目指し、5年間で43兆円という大軍拡を進める中で、米国製の長距離巡航ミサイル、トマホークや12式地对艦誘導弾の長射程化など、こういった大量の長射程ミサイルを整備する方針であり、射程は最大で3,000キロまでに達し、中国や北朝鮮も射程圏内に入ることになります。健軍駐屯地に配備中の12式地对艦誘導弾も現在の射程、現在は200キロになっていますけれども、これを1,000キロ超に延ばす能力向上型に置き換える準備が進められています。こうしたミサイルを配備することで、当然、近隣諸国はこれに備えるための軍事強化を図ることは鮮明です。当然、軍事拠点である健軍駐屯地が相手国の射程範囲となり、攻撃対象となる危険性が高まることになります。

国会において、共産党の小池議員が、熊本市内の中心部にある健軍駐屯地などの司令部の地下化が来年度予算に盛り込まれていることを指摘し、攻撃対象になることを想定しているのかとただしたことに対し、岸田首相は、自衛隊施設の抗堪性の向上といった取組は重要だと答弁いたしました。抗堪性という言葉の意味は軍事的な意味で、航空基地やレーダーサイトなどの軍事施設が敵の攻撃に耐えて、その機能を維持する能力という意味であり、首相の答弁はまさに攻撃を受けることを前提にした答弁です。御存じのとおり、健軍駐屯地は、住宅の密集した地域にあります。多くの市民が生活を送り、幼稚園、保育園、小中学校、高校、市民病院をはじめとした医療機関も多く隣接している地域です。その地域の真ん中にある健軍駐屯地が敵国からの攻撃にさらされれば、住民の命が脅かされることは明らかであり、こうした戦火に巻き込まれるようなことを想定した防衛戦略は今すぐ中止すべきであると考えます。日本の立場で、抑止力のために軍備を強化するとしても、例えば、相手国は抑止力を上回るさらなる軍拡を図っていくでしょう。軍拡対軍拡のエスカレーションはとどまらずに、常に相手国の脅威におびえ、些細な衝突、偶発的な衝突が軍事的な衝突とつながりかねない現在の安全保障の在り方は、きっぱり中止すべきです。

熊本市は平成7年7月27日に、私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目に当たり、さきの大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を時代に引き継ぐために、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求するとして、平和都市を宣言しています。

最後に市長にお尋ねします。

軍事対軍事の対立を深めて、市民の命を危険にさらすこうした国の軍拡方針に本市としてきっぱり中止をするよう、求めるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 御質問の内容につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、国防に関することをございまして、国において適切に判断されるべきものと考えておりますが、本市には、市民の生命、身体及び財産を保護する責務がありますことから、

市民生活に影響を与える事態が生じないよう、必要に応じ、国に対応を求めてまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 必要に応じ、国に対応を求めるという答弁がありました。今、まさにこうした軍拡に向けた予算が政府より提案されている状況です。今、国にしっかりと声を上げる必要があると指摘したいと思います。どうやって、この日本を含む北東アジアに平和な国家間の関係を築くのか、現在の中国や北朝鮮、ロシアの状況を見れば、そのようなことは困難であると思う方もいらっしゃるかもしれません。

こうした中で、私たち日本共産党は、外交こそ必要であり、国家間のもめごとはあっても、それを軍事力で解決するのではなくて、話し合いで解決することが必要だと主張してきました。これは、何もゼロからスタートしようというものではありません。かつて、武力衝突が絶えなかった東南アジア諸国は、紛争を平和的な話し合いで解決することを義務づけた東南アジア友好協力条約を締結して、域内で年間1,000回に及ぶ会合を開くなど、徹底した粘り強い対話の努力を積み重ねることで、この地域を分断と敵対から平和と協力の地域への大きく変えてきました。

こうした平和の地域協力の流れを域外の諸国にも、重層的に広げていくために、一貫した努力を図っています。中でも、ASEANの10か国にプラス8か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、米国、ロシアによって、構成される東アジアサミットが毎年首脳会議を開催し、この地域の平和の枠組みとして、発展していることは極めて重要な意義を持つものだと考えます。

今、日本政府がやるべきは、やはり破局的な戦争につながる軍事的な対応の強化ではありません。ASEAN諸国と手を携え、既につくられている平和の枠組みを活用、発展させて東アジアを平和と協力の地域にしていくために、私は憲法9条を生かした平和外交が大切であると考えます。軍事的な衝突が起これば、軍事力の強い国の被害がゼロ、軍事力の劣る国の被害が100となるわけではありません。双方の国において、罪のない市民を含め、多くの命が失われる、こうした悲劇を繰り返すことは、絶対許されるものではないことを最後に強く申し上げたいと思います。

議員として、最後の一般質問となりましたが、残りの任期、そして任期を終えた後にも一人の市民として暮らしの問題や地域経済の問題、福祉の問題、平和の問題に関わる中で、熊本市の発展に寄与していくことを決意するものです。皆様、16年間、本当にありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

大変、ありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○原亨議長 この休憩前に引き続き会議を開きます。

○原亨議長 一般質問を続行いたします。

白河部貞志議員の発言を許します。白河部貞志議員。

〔48番 白河部貞志議員 登壇 拍手〕

○白河部貞志議員 皆さんこんにちは。白河部貞志でございます。

久しぶりにこの場に登壇させていただき、改めて議場を見渡しますと、大変感慨深く、そして身の引き締まる思いでいっぱいであります。質問も9人目となり、重複するのも多々あるかと存じますがお許しいただきたいと思っております。

平成15年12月10日の初登壇で、自己紹介を兼ね私の政治姿勢の一端を述べさせていただいたことが昨日のように思い起こされます。私が議員に立候補した大きな動機は、天明地区中緑小学校の複式学級が物語っているように、この70万政令都市の片隅で過疎地のようになり、忘れ去られる地域、取り残される地域をつくってはならないということでありました。地域の過疎化問題や諸問題に真剣に取り組むとお約束し、この20年間、即行動をモットーにこれまで一貫して取り組んでまいりました。

今般、この市民の皆様への負託という非常に重い責務から身を引き、政治家としての旅路を締めくくることが決意するに至りました。最後の登壇の機会を与えていただきました先輩並びに同僚議員に感謝申し上げます。今回は、これまで私が政治家として終始一貫取り組んでまいりました課題について、私の政治家人生の総括として質問させていただきたいと思っております。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

改めまして、大西市長の第34代熊本市長への御就任を心よりお慶び申し上げますとともに、私も多くの市民の皆様と同様に、引き続き、熊本市の未来を築いていかれる大西市長の手腕に大きな期待を寄せるところであります。

大西市長は、市長選挙に臨まれる際には、必ずマニフェストを市民の皆様へ提示されておられます。安心と潤いのある社会の実現や豊かで暮らしやすい社会の実現など、多岐にわたる取組を1期目は120項目、そして2期目には10の決意と120項目を示され、市民の信任と負託に応えてこられました。そして、市長就任後は、マニフェストを実現するために、市政の課題や財政状況も踏まえながら、マニフェストを施策として反映した総合計画をまとめ、市政運営を行っておられます。

さきの3期目の市長選挙に当たっては、これまでのマニフェスト項目の取組状況をしっかりと検証され、達成状況についてもつまびらかにされながら、新たなマニフェスト120項目を示されたところでもあります。

このような中、マニフェストの内容を反映し、策定、改定されておりますが、第7次熊本市総合計画が令和5年でその計画期間が満了となりますことから、新たなマニフェストの内容の内容を反映した第8次の総合計画に改編されるものと推察いたしま

す。

私は、これまで、一般質問や代表質問で登壇させていただくたびにマニフェストを通して、市長の政治姿勢やその具体的な取組を質問してまいりましたことから、今回もマニフェストに関連してお尋ねしたいと思います。

第8次の総合計画では、基本構想や目指すまちの姿について見直しを行われるのでしょうか。新たなマニフェストの表紙には、「市民社会×地域社会＝上質な生活都市」と記載されており、これまでの地域主義から社会主義へと変化されました。これは、目指すまちの姿を新たなものに変更されたのではないかと推察いたしますが、具体的にはどういうことを意図しておられるのでしょうか。

また、大西市政8年の間には、熊本地震やコロナ禍といった私たちの生命や暮らしを脅かす予測もできない大災害が発生し、私たちの生活の在り方や暮らしの価値観にも変化がありました。そして、最近盛んに使われている持続可能な開発目標、SDGsや一人一人の幸せに対する心と体の健康、生きがいといった新たな価値基準も出てまいりました。

このような中であって、市民一人一人の多様な価値観を満足させることのできる施策をマニフェストと融合して、どのように総合計画としてまとめていかれるのでしょうか。

以上、3点について大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 第7次総合計画の基本構想は、将来にわたって目指すべき本市のビジョンのであり、めざすまちの姿「上質な生活都市」は、変わる事のない目標であるため、次期総合計画に継承したいと考えております。

これまでの2期8年、私は地域主義の理念の下、地域の連帯感を醸成し、市民本位の市政運営に努めてきました。引き続き、この理念の下、市政運営を進めていきますが、本市のコミュニティのあるべき姿として、成熟した地域社会があると考え、3期目のマニフェストに地域社会という概念を掲げたところです。この地域社会を具体的に説明すれば、多様な個人が尊重されつつ、生活の基盤である地域コミュニティにおいて、多くの個人や団体等がこれまで以上につながり、積極的に協力しながら、自主自立のまちづくりを行い、互いに支え合う姿であると考えております。

今後、私がマニフェストで示した決意や方針、120項目の具体的な取組を踏まえ、次期総合計画を策定いたしますとともに、市民の皆様と徹底した対話を行いながら、地域社会を構築することで、上質な生活都市を実現してまいりたいと考えております。

〔48番 白河部貞志議員 登壇〕

○白河部貞志議員 ありがとうございます。地域主義を追求した先にある地域社会を考えておられるようでございます。本市の未来を築く、かじ取り役である大西市長がしっかりとその方向性を描かれていることに安堵いたしました。また、総合計画策定に当たっては、市民の声にしっかりと耳を傾け、その声を反映するとのことでありま

す。ぜひ、策定前の市民の皆様との対話だけでなく、策定した後もその内容をしっかりと市民と共有していただき、時に検証や見直しを行いながら、市民の皆様、そして市議会とも一緒になって本市のまちづくりを進めていただければと思います。

それで、ただいま市長からは「誰もが憧れる上質な生活都市」の実現に向け、引き続き、取り組んでいくという力強い決意をお聞かせいただきました。これまで何度となく申し上げておりますが、この誰もが憧れる上質な都市を実現するためには、熊本市全域を地域格差なく、バランスよく発展させていく必要があると考えております。

今、熊本県では、世界のトップの半導体企業であるTSMCの菊陽町進出が決定し、これに伴う関連産業の立地が次々に発表されますとともに、菊陽町周辺エリアにおいては、工場用地や従業員の住宅用地などを求めて、不動産バブルが起きております。

また、工事も急ピッチで進められる中、工事関係者のためのホテルや飲食業などの関連産業も活況を見せているところであり、2024年度には、いよいよ操業が開始されるとのことであります。地元の銀行の試算によりますと、このTSMCの進出がもたらす経済波及効果は10年間で4兆円を超えるとのことであります。

しかしながら一方で、今回の一連の投資活動は、本市の北東部近郊エリアに集中したものとなっており、地域間の格差がますます大きくなるのではないかと危惧している次第であります。

植木、富合、城南と合併し、政令指定都市になるとき、かねてから提案していた集落内開発制度が前幸山市長により平成22年4月に規制緩和されました。それにより、集落内の農地に誰もが住宅が建てられるようになり、にぎやかな子供たちの声が聞かれるようになった地域もあります。

しかし、本市を全体的に見れば、西南部エリアは都市圏北東部エリアとの格差があり、交通利便性も乏しく、また、用途地域制限もあり、事務所や飲食店などを新たに建てようとしてもなかなか許可が下りません。本市では、人口減少社会の到来と少子高齢の進展を踏まえ、将来にわたる持続可能な成長と発展のため、都市づくりの将来像として多核連携都市を掲げております。

平成28年に策定した熊本市立地適正化計画において、高次な都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、商業、医療、金融、公共施設などの日常生活に必要なサービス機能が集積する地域拠点を核として、一定の人口密度を有することとしております。

しかし、元来、熊本城を取り巻く中心市街地エリアに都市基盤や機能が集中している中、今回の都市圏北東部エリアでの未曾有の開発は、その区域に入っていない地域、特に、市街化調整区域の多い西区、南区エリアにとって、今後ますます取り残されていってしまうのではないかとという大きな不安を抱かせるものとなっております。

繰り返しになりますが、熊本市が誰もが上質な生活都市となるためには、熊本市全域を地域格差なく、バランスよく発展させていく必要があると考えますが、現状を踏まえて、今後の本市西南部エリアの発展をどのように考え、計画されておられるので

しょうか。大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市では、中心市街地と地域拠点を利用性の高い公共交通でつなぐ多核連携都市を都市構造の将来像として掲げており、熊本市域をバランスよく発展させていく必要があると考えております。

西南部エリアにおいては、熊本駅周辺整備や西熊本駅を中心とした市街地整備、城南町や富合町での土地区画整理事業への支援など、地域生活圏全体を支える地域拠点の維持、拡充に向けた取組を行っております。

また、道路につきましても国道501号飽田バイパスや熊本西環状道路の整備を鋭意進めておりまして、これら幹線道路ネットワークの完成により、アクセス性が飛躍的に向上することで、当該エリアの強みである農水産業の振興や防災機能の向上はもとより、熊本港の人流や物流の拠点化にも大きく弾みがつくなど、地理的なポテンシャルは一層高まるものと考えております。

今後も地域の皆様の御意見を広く賜りながら、西南部エリアのまちづくりを着実に進めてまいりますとともに、本市全域の発展にもつなげてまいりたいと考えております。

〔48番 白河部貞志議員 登壇〕

○白河部貞志議員 大西市長、答弁ありがとうございました。

西南部エリアにおいても地域拠点拡充に向けた取組を進めているということがございます。市長は決して、西南部のエリアのことを忘れていらっしゃるということが確認できました。経済的投資は、民間企業の意向もあり、行政だけでは進められぬことも十分理解しております。しかし、民間の投資を促すためにも、将来の都市づくりのビジョンを示しながら開発許可や農地転用などについての姿勢が重要であり、市民が暮らしやすい小さなコミュニティを創造するためには、ある程度の規制緩和も必要ではないかと痛切に感じております。

令和5年度には、農業振興地域全体計画の見直し、令和7年度には、都市マスタープランの改定も予定されており、立地適正化計画の見直しも進めていくということですので、ぜひ、地域バランスの取れた市域の発展が上質な生活都市の実現につながることを忘れることなく、改定作業を進めていただきたいと思います。

また、熊本市の地下水についても、20年前の一般質問の中で、熊本市の海岸線における塩水化が進んでおり、その原因は、熊本市中心部の大量の水くみ上げによる海水との圧力差が考えられると指摘し、農魚用水の安定供給に言及しております。熊本の地下水は宝であります。上流にできる工場による熊本の地下水大量くみ上げによる影響には、十二分に注意を払い、我々熊本市民の命のもとである地下水を守っていただきたいと思っております。

それでは、引き続き、交通に関する質問に移りたいと思っております。

まずは、道路整備についてお尋ねいたします。人口減少を迎える中において、住民

の生活拠点が将来にわたって、その機能を失うことなく地域コミュニティが維持されていくことは不可欠で、過疎化に苦しんでいる一部の地域を取り残すようなことは決してあってはなりません。そのような地域にもしっかりと目を向け、一つ一つ課題を取り除いていく、それが今まさに求められていることであり、地域の活性化は待ったなしの状況にあります。

地域のまちづくりには、道路というものは大きな影響力を持ちます。道路が整備されることによって、地域の衰退に歯止めがかかりポテンシャルを引き出すことにもつながります。冒頭の挨拶でも申し上げましたが、飽田・天明地区などの西南部地域では、市中心部から20分程度の圏内にあるにもかかわらず、過疎化が進んでおります。国道501号の飽田バイパスや県道並建熊本線など、地域住民にとって、安心安全に利用できて当たり前であるはずの生活に不可欠な道路の整備がなかなか進まないことが原因であると考えております。

特に、県道並建熊本線については、小学校の通学路、熊本城マラソンのコースにもなる幹線道路でありながら、現状では、歩道は狭く、児童の安全性の確保が不十分であり、マラソン時の沿道の応援もままならない状況であります。また、主要なバス路線でありながら、路線全体の幅員が狭いため、バスの円滑な走行に支障を来しており、加えて、災害時においては、物資の輸送路や住民の避難路となる道路であり、並建は高規格道路の結束地区でもあります。

そのため、私はこれまで10年にわたって何度もその整備を訴えてきたところであり、令和元年度末に策定された熊本市道路整備プログラムにおいて、実施検討路線としてやっと県道並建熊本線が位置づけられたものでございます。地域では、一日千秋の切実な思いで、一刻も早い道路整備を待ち望んでいるところであります。

そこで、県道並建熊本線についての具体的な検討状況はどうなっているのでしょうか。また、バス停の幅員の改良など先行して着手できないもののでしょうか。事業化に向けた見通しと併せてお答えください。

以上の点について、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 本市の道路整備につきましては、熊本市道路整備プログラムに基づき、短期・中期に位置づけておりますものから順次取り組んでおり、一般県道並建熊本線は、令和元年度の改定時に事業化の見込みが立ちました時点で、整備時期を明確にする実施検討路線として位置づけたところでございます。

このようなことから、路線全体の事業化に関する見通しにつきましては、現時点では明確にお示しすることはできませんが、ただいま議員、御提案のありましたバス停改良によります通行性の向上や路面への注意喚起標示による安全性確保などについて、地元の皆様や関係機関と連携しながら検討してまいります。

〔48番 白河部貞志議員 登壇〕

○白河部貞志議員 ありがとうございます。

道路問題でそれぞれの質問に対し、明確な答弁はいただけなかったかと思います。この問題は全市的な課題でもあります。現時点での見通しは示すことはできないということではありますが、バス停改良による通行性の向上や路面への注意喚起標示による安全性確保などについては、早急に取り組んでいただきたいと思います。県道並建熊本線の整備は、地域のまちづくりに必要不可欠なものであり、過疎化に苦しんでいる地域住民の悲願でもございます。地域コミュニティの衰退を押しとどめるためにも、ぜひとも事業着手を可能な限り前倒していただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、昨年11月から実証実験が始まった「チョイソコくまもと天明」のAIデマンドタクシーについてお尋ねいたします。

熊本市の人口統計表によれば、令和4年4月時点の高齢化率は、熊本市全域で27.0%、南区全体では26.1%であるのに対し、天明地区の高齢化率は40%となっております。これは突出して高い数値でございます。地域の実情を知る私が今、どれほどの危機感を持っているのか、どうか御推察いただきますようお願いするところでございます。現在、地域の高齢者にとって、買物や通院などの移動手段の確保は切実な問題であり、早急な対策が求められているところでございます。

そんな中で、昨年11月16日に運行を開始した「チョイソコくまもと天明」は非常に重要な取組だと認識しております。その取組の詳細は、8人乗りジャンボタクシーが町内の停留所115か所と目的地の停留所53か所、合計168か所の停留所をつなぐものでございます。町内停留所は、自宅から最寄りのゴミステーション程度の距離に設置され、目的地は日常の生活圏内にある店舗や病院、JRの駅や区役所などほぼ全ての施設を網羅しており、予約もインターネットや電話で好きな時間帯を予約でき、値段は1日300円で、何回も乗れるということでもあります。

1日4往復で、最寄りのバス停までをつなぐにとどまっていたこれまでの予約型乗合タクシーと異なり、チョイソコくまもと天明は、高齢者をはじめ、地域住民にとって、非常に利便性が高く、必要不可欠なものになっていくと思われれます。

運行開始からの最初の1週間は無料お試し期間となっていました。その期間中の利用者は、7日間で延べ157人で、相乗りも97件であったと伺っております。1日当たりの利用者が20人以上で、相乗り率も60%を超えており、まずまずのスタートであったのではないかと考えております。

さて、有料になってから2か月ほどが経過しておりますが、現時点までの利用状況はどうでしょうか。また、高齢化が著しい天明地区だからこそ、このような移動手段の確保はどうしても必要であり、同様の課題を抱える郊外部の他の地域への展開も効果が見込めるのではないかと思います。来年度以降の本格運用への見通しを含めて、今後の展開はどのように考えておられるのでしょうか。

以上の点について、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 天明地区でのA I デマンドタクシー実証実験の利用状況につきましては、令和5年1月末時点では、387の方が会員登録され、延べ796人の利用がっており、1日平均利用者数は16人、相乗り率が56.5%でございます。

運行に当たり、ニーズに応じた停留所を設定いたしましたことや、車両乗降時のステップ高さ改善への御意見に対しても早期に改修対応を行いましたことなどから、利用しやすいとの好意的な御意見を多数いただいております。今年度は、3月末で実証実験期間を延長し、次年度も周辺地区まで対象の拡大を図り、実証実験を継続したいと考えております。公共交通空白地域の解消や、持続可能な公共交通に向け、移動手段の確保のほか、交通結節点と周辺地域との接続など、市民の皆様の様々な移動ニーズを探りながら、本格導入を目指しますとともに、他地域への展開にもつなげてまいりたいと考えております。

〔48番 白河部貞志議員 登壇〕

○白河部貞志議員 ありがとうございます。

事業状況も好調のようで、安心いたしました。来年度も引き続き、実証実験を行い、公共交通空白地域への解消に向けても取り組むという答弁に大変心強く感じた次第でございます。

朝の早い時間帯などにも利用できるようにすれば、利用する年齢幅ももっと広がるのではないかと思います。我々団塊の世代が免許を返納するのも数年後かと思われまます。チョイソコくまもと天明の取組は、公共交通機関が近くにない地域の高齢者をはじめとした地域の方々の日々の生活になくはならないものであると大いに期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、天明校区施設一体型義務教育学校についてお尋ねいたします。

昨年12月に、本市初となる天明校区施設一体型義務教育学校の基本計画がまとめられ、発表されました。新設される義務教育学校は、天明地区における初めての4階建ての建物であります。本市初となる施設一体型義務教育学校の特色と天明校区に導入するメリット、新しい取組などをお示してください。

また、天明地域は平坦地であり、洪水、高潮の際には逃げ場がない地域であることから、新しい学校施設における避難所機能の強化についても住民の皆様の関心が非常に高いところであります。特に学校周辺の道路の幅員は狭く、避難所や防災拠点としての機能を併せ持つ施設であるにもかかわらず、現在の計画においては、大型トラック等の進入時や通学路の安全面の確保が心配されます。

運動場についても、現在の計画では、小学校1年生と中学3年生では体格差も大きいため、同じ運動場で遊ぶには面積が足りないのではないかとという保護者から心配する声も上がっております。

そこで、周辺農地を用地買収することにより、道路拡張と運動場用地確保ができるものと思われまますがいかがでしょうか。避難所機能についても、現在の検討状況、周辺農地を用地買収することによる敷地の拡張や登下校時の安全面への配慮について見

解をお示しください。

また、今回の整備に伴い、4つの小学校が閉校されますが、閉校後の校舎の利活用はどう進められているのでしょうか。旧松尾小学校の事例もありますが、現在の検討状況についてお示しください。

以上、3点について教育長の答弁を求めます。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 天明校区施設一体型義務教育学校について3点お尋ねいただきました。

1点目の施設一体型義務教育学校の特色やメリット等についてですが、義務教育学校は、教育課程編成の自由度が高いことや9年間の切れ目のない学びの提供ができること、異学年交流を日常的に行うことができることなどの特徴があります。

本市初となる天明校区の義務教育学校においては、複式学級が解消できることや1学年2クラス編成となることでクラス替えが可能となり、多様な意見に触れられる機会がより増えるといった利点もあります。また、多様な学びを展開できる教室環境を創出するため、教室周りに少人数教室や交流スペースを設けるほか、地域開放を想定した施設整備を行うことを検討しております。

さらに、これまでの環境配慮の取組を前進させるものとして、エネルギー収支をゼロにすることを目指したZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）化に取り組み、本市の学校施設では初となる一次エネルギー消費量を40%以上削減する「ZEB Oriented」等、ZEBの認証取得を目指してまいります。

2点目の避難所機能の強化と道路拡張、運動場の確保等についてですが、計画では、水害時に垂直避難が可能な4階建ての校舎や外階段による避難経路の確保、体育館や武道場の2階以上への配置など、これまでの災害の経験を生かした施設配置を検討しております。今後、地域の要望や他都市の先進事例などを踏まえながら、関係局とともにさらに検討を進め、避難所としての安全性の向上や防災機能の充実を図ってまいります。

なお、敷地の拡張については、児童・生徒一人当たりの敷地面積は、同規模の学校程度であること、運動場と体育館を大小それぞれ整備し、さらに武道場も設けること、敷地を拡張すると開校時期も大幅に遅れることなどから、現在のところ考えておりませんが、将来的な課題として検討してまいりたいと考えます。

一方、周辺道路については、登下校時の安全確保を図ることを目的に、学校敷地の一部を活用し、通路を確保する等の検討を行ってまいります。

最後に、3点目の閉校後の4小学校跡地の利活用についてですが、旧松尾校区では、跡地の利活用について、検討時間の確保が課題であったことから、天明校区においては、義務教育学校の設置と同時並行で検討を進めてまいります。

具体的取組としては、区役所をはじめとする関係部局と連携を図った上で、民間事業者から御意見をお伺いするマーケットサウンディング等の手法を活用しております

が、現時点において、具体的な利活用案は出ていないところです。

一方、地域との協議では、スポーツ施設や給食調理場、コミュニティセンター、避難所として活用できないかといった意見が出ており、今後も引き続き、地域の御意向も踏まえながら天明校区のまちづくりにつながる利活用策を検討してまいりたいと考えます。

〔48番 白河部貞志議員 登壇〕

○白河部貞志議員 ありがとうございます。

温暖化の影響で台風の大型化、大雨の頻度も増えているようであります。天明校区施設一体型義務教育学校では、災害時にも対応できる熊本市初めての取組になるということで、大いに期待しております。周辺道路の拡張については、将来的な課題として検討していくという答弁でした。子供たちの登下校時の安全確保は最優先であります。学校の敷地の一部を活用し、通学路確保の検討もよろしく願いいたします。多様な学びを展開できる素晴らしい教育施設ができるものと期待しております。

仏作って魂入れずという言葉がございます。教育面についても、教育委員会の威信にかけて他の学校同様、心身ともに健全な子供たちを育成していただくものと思います。その際、大切なことは、何といたっても教育は人なりという言葉がありますように、指導者、先生にかかっているとと言っても過言ではありません。その先生を子供たちが大好きであると思ったとき、また、尊敬できると思ったとき、教育の効果がますます上がると思います。そのためにも、先生は自ら学び続ける教員であってほしいと思います。この2点を切にお願いいたします。

令和9年4月の開校を楽しみにしております。また、小学校跡地の利用については、地域の要望や民間事業者の意見も取り入れて進めていただきますようお願いいたします。

議員としての最後の質問のテーマは地域でありました。地域を背負い、地域とともに生きてきた議員生活20年間、地域の諸問題をしつこく質問してまいりました。大西市長におかれましては、市政全般にわたりマニフェストを掲げ、4年に1度の選挙で審判を受け、市政に取り組んでおられます。市長の地域と議員の地域がかみ合ったときに「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」が実現するものと思われまます。次世代の人たちが熊本市で生まれ育ってよかったと思うような上質な生活都市になることを願っております。

議員の皆様、長い間お付き合いくださいましてありがとうございました。執行部の皆様には、無理なことばかり申し上げにもかかわらず、親切に御指導していただき、感謝申し上げます。長年応援していただいた皆様、傍聴いただいた皆様、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、議員最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後 2時00分 再開

○原亨議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原亨議長 一般質問を続行いたします。

田上辰也議員の発言を許します。田上辰也議員。

〔24番 田上辰也議員 登壇 拍手〕

○田上辰也議員 皆様、こんにちは。市民連合の田上辰也でございます。

今回は、この4年間の任期最後の議会です。議員の本務は議会での議論を通して、市民の皆様にとって暮らしやすい熊本市を実現していくことですので、今回も力を込めて、一般質問に当たらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

質問項目が多く、時間内に収められるように少し早口になるかと思いますが、御了承のほどよろしくお願いいたします。答弁される方も御協力お願いいたします。

早速ですが、市長に御質問いたします。

市長はマニフェスト2022の具体的取組の一番目に暮らしに安心と潤いのある社会の実現として、子育てを挙げておられ、少子高齢社会において、子供はこれからの社会を担う大切な宝です。令和5年度にはこども局を新設し、これからの活力に満ちた社会を実現するために、子供を核としたまちづくりを進めると宣言されました。そのまちづくりの基本方針は、市長が変わっても引き続き推進されていくものであると思います。

本市は、環境基本条例、自治基本条例を制定してきました。いよいよ「こどものまちづくり基本条例」、仮称ではありますが、それを制定すべきときではないかと思いますが、市長はどうお考えですか。

市民連合では、今年度の市長への政策予算要望書で子育ての具体的取組として、1、子供医療費助成制度は段階的に進められてきたが、周辺のまちに遅れを取らないために、18歳までの医療費無料化について早急を実施すること、2、子供たちの安心して充実した食の環境を整えるために、学校給食費の無償化に向けて取り組むこと、3、食育のため、学校におけるオーガニック給食の導入を早急に進めることを記載しております。最近、回答書も届きましたが、本議会を通して市民の皆様にお答えいただけないでしょうか。

なお、学校給食の無償化については、午前中的那須議員の質問にお答えになっておられますので、割愛させていただきます。

以上、市長、よろしくお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市においては、出生数の減少、少子化への対応が急務であり、また、複雑、多様化する子供をめぐる課題に対し最善の利益を実現するため、子供を核としたまちづくりを推進することとし、子供施策の専管組織として、新年度こども局を創設いたします。このような中、国は子供政策の司令塔として、こども家庭庁を設置するとともに、子供に関する様々な取組の共通の基盤となるものとして、こども基本法を制定し、本年4月から施行予定となっております。

こども基本法は、子ども施策の基本理念や基本となる事項を定め、子供施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法となるものです。具体的には、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則である差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、児童の意見の尊重、児童の最善の利益に相当する内容を規定し、さらに、子供の養育や子育ての基本理念が定められております。

本市における基本条例の制定については、このように上位法となるこども基本法の制定施行を踏まえつつ、本市の子供政策の基本方針や施策体系を定めた子ども輝き未来プラン考慮しながら、新年度に設置するこども局において、その必要性について検討してまいります。

医療費助成の拡充については、マニフェストの中でも最優先施策に掲げたところであります。制度拡充に必要な経費を新年度予算案に計上させていただきました。今回の拡充案の内容といたしまして、1点目は、助成対象を外来、入院ともに高校3年生の満18歳に達する年の年度末まで拡大するものであります。2点目は、助成対象になる全ての年齢で、これまで最大1,200円の負担を求めていた保険調剤に係る自己負担をゼロとするものであります。

今回の拡充案は、実質的な負担の半減になりますことから、子育て世帯の経済的負担軽減が図られ、若い世代の方々に子育てしやすいまちと実感していただけるものと確信しております。

制度をより一層充実させ、長期的に安定的なものにするためには、統一的な制度の創設及び財源の確保が必要であると考えておりまして、引き続き、国に強く働きかけてまいります。

最後に、オーガニック給食についてですが、本市の学校給食においては、生産量や価格面での課題に等により、有機農産物の導入は難しい状況ではありますが、特別栽培農産物やエコファーマーが生産いたしました農産物の導入を推進しております。

今後における有機農産物の導入につきましては、その生産状況なども踏まえ、教育委員会において関係部署と連携しながら導入について研究してまいります。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 こどものまちづくり基本条例（仮称）については、国は、こども基本法を制定し、本年4月から施行されることになっていることから、その内容を踏まえ、検討してまいりたいとのお答えでした。市民に最も身近なところで政策を実行する基

礎自治体として、その経験を踏まえ、より充実した条例となりますよう、真剣に御検討いただきますようお願いいたします。再び、議員としてその検討結果をこの議場でお聞きしたいと願うものです。

医療費の支援拡充については、実質的に家庭の負担が半減することになるとのことで、大きな前進であると思います。しかし、真に経済的に困窮している家庭では、負担が軽減したとしても、子供は親に遠慮して、体調が悪くても病院などに行くのを我慢していることもあるかと思われます。そのようなことにならないような制度改善も考えておいていただきたいと思います。

オーガニック給食につきましては、有機農産物の生産拡大は市長部局が行うことでもありますし、市長には積極的な取組を図っていただきたいと思います。食育の食という字は、人と書いてその下に良いと書きます。人を良くするのが食です。私たちのこの体は口から入れた食べ物でできています。体に良いものを成長期の子供たちに食べさせてあげたいものです。

本市にも、多くの不登校の子供たちがいます。そのような子供たちにもおいしい給食を食べたいと登校してくることも考えられます。心身ともに健康になって、通学してくるようになれば、市長の政策が不登校の子供たちを減らしていくことにもなるのです。何て素晴らしいことだろうと思います。よろしくお願いいたします。

引き続き、通告2番目、社会福祉法人の運営の在り方についてに移ります。

市民連合から市長への今年度の政策予算要望書に記載しておりますが、社会福祉法人について、理事長の高額報酬や海外研修が施設のサービス低下を引き起こし、入居者と職員の不満や不信を招いている事例が見受けられる。運営が適切に行われるよう強力に指導すること。市が公費負担している社会福祉法人については、理事の半数は女性にするよう指導すること。

この2点は、社会福祉法人敬人会が運営するケアハウスわらべ苑の現在の状況を念頭においております。

平成29年9月6日に、この法人の理事から市に対して告発書が提出されており、その内容として、まず1点目が、入居者への虐待が隠蔽されている。2点目が、給食事業の委託の手順・手続が法的に問題がある。3点目に、法人の運営方法に職員の不満があるというものです。

翌年4月、勤務改ざんで給付費を不正受給していることも明らかとなり、この内部告発を市は放置していると熊日新聞で何度も報道されました。私は、厚生委員会委員長をしておりましたので、ゆゆしき事態と考え、閉会中でしたが、臨時に厚生委員会を開催いたしました。市の対応が適正であったかについて審議しました。

その後も引き続き、陳情が繰り返されていることを考えますと、この社会福祉法人敬人会の運営は、何ら改善されていないのではないかと考えられます。この社会福祉法人に関する告発や陳情とこれに対する本市の対応状況を健康福祉局長にお尋ねいたします。詳細は厚生委員会での審議に御期待し、本会議では簡潔な説明をお願いい

たします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 お尋ねの社会福祉法人に関する告発文書や陳情につきましては、平成29年9月から令和2年9月までにかけて提出されたものでありますが、これまで適宜、所管の厚生委員会に報告を行ってまいりました。

本市といたしましては、当該法人に対し、必要な指導を行うとともに、改善報告書や施設への訪問調査などを通して、既に改善が図られたことを確認しております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 簡潔な御説明をと言いました。御協力ありがとうございます。

この施設の入居者何名もの方から、理事長が代わってから大変な目に遭っているとの声がいまだに私には届けられております。状況は改善されていないんです。

入居者のお声を代弁したいと思います。この法人が運営しているケアハウスわらべ苑の入居者の中には、私が市の職員時代の先輩職員がおられました。温厚で誠実、優秀な尊敬できる先輩でした。その人とほかの入居者3名の方からおっしゃることをお聞きしました。

要約しますと、今の理事長は市の職員だった人ですよ。現職のときに市長選にも出ようとした人で知っているでしょう。そういう人が理事で入ってきて、前の理事長を追い落として理事長に座り、好き放題にしているんですよ。職員時代よりも高い給料をもらって、年1回はヨーロッパに研修といって法人の金で海外旅行しておるんですよ。そういうお金をひねり出すために給食は外注になって、職員は首になり、私たちはまずい食事を食わされております。市は法人や施設に税金を投入しているでしょう。税金がこういう使い方をされてよいのですか。

理事長ばかりが高給取って、よい待遇にして、下で安月給で働いておる職員は、それはかわいそうですよ。そして、市から指導されないように、指導監査課の管理職だった人を評議員に入れたのです。それは現職の市の職員は言いにくいですよ。その上、事務局長まで市の職員だった人に代えて、幹部は市の元職員で固めているんです。それで、入居者サービスが良くなるならいいんですが、逆に悪くなっているのです。元からおいでになる職員さんたちも待遇が悪くなってきついです。市の職員だったと言うとか、私は恥ずかしいです。そうおっしゃるんです。

最近言われるのが、あんまり食事がまずいので、入居者の中に炊飯器を買って自炊した人がおったんです。施設長から、そんなことするなら出ていってくれと言われたんです。施設は、入居者が文句を言わないように、今は認知症の人ばかり入れるようになっている。友達も私はできません。寂しいところになりました。

皆さん、年取ったら私たちも、それから、私たちの身近な人たちも老人福祉施設を利用することもあるでしょう。今、紹介したようなことが行われている施設に入居したくはありませんよね。させたくはありませんよね。そういうところに貴重な税金が投入されているのに、役員の高額報酬に浪費され、その結果、職員は減らされ、施設

入居者へのサービスは悪化しているんです。

そこで市長にお尋ねいたします。

1点目、市が関係している社会福祉法人の役員待遇について調査し、適正化を指導することはできませんか。

2点目、市の管理職には女性登用を推進しておられます。社会福祉法人の管理職や理事にも女性登用を要請していただけませんか。これからは、女性ならではの視点を取り入れた行き届いた運営も必要になってくると思います。

利用者の要望に配慮した温かな環境に見守られて、人生の最後を送りたいものです。市長、施設入居者へのサービス改善につながるような上質な生活都市の実現に向け、前向きな答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 社会福祉法人の役員の報酬等については、社会福祉法に基づき、不当に高額なるものとならないような支給の基準を定めることとされておりまして、その支給基準の妥当性については、評議委員会の承認を受けることに加えて、支給基準及び報酬総額を公表することで担保する仕組みとなっております。本市としては、この仕組みが適正に機能しているかについて、定期監査等の際に確認し、必要に応じて指導をしているところです。

社会福祉法人の理事に占める女性の割合については、根拠となります法令や基準が定められていないことから、指導事項とはしておりません。しかしながら、性別にとられることなく、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現は、本市の目指すところでもあり、女性の活躍推進に焦点を当てた国の認定制度「えるぼし」の紹介など、全ての法人の意識啓発にも取り組んでおります。

今後とも法令または通知等に定められた法人として遵守すべき事項について、運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ってまいりたいと考えております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 私の市役所職員時代の友人に定年後、市の外郭団体の理事長などに、いわゆる天下りした人たちがいます。その人たちの報酬は月十数万円程度です。友人たちが言うには、仕事の重要さに比べたら、給料はアルバイトのような低い額です。でも、こんな私たちでもお役に立つのであればと、喜んで務めさせてもらっていますとおっしゃるんです。本当に志の高い人たちです。

今回、質問している社会福祉法人の前理事長もそのような市の退職者に対する高い評価に期待してその人物を法人に入れたのでしょ。先ほど御紹介した入居者の発言のようなことになるとは夢にも思わなかったから、何度も議会に改善の要望書を出されたのかと思います。今回のようなことが起きると、これまで多くの先輩職員、その先輩職員たちが積み上げてこられた市職員への高い評価を裏切るものだと言わざるを得ません。

ところで、問題がある企業や制度などをブラックとか言いますね。ブラック企業、ブラック校則、ブラックバイトとか聞きます。答弁されましたように、法律に基づき、公正に執行する立場では、問題がある法人だとはなかなか言えないのも分かります。でも、何か方法はあると思います。

市長は、熊本県が行っているブライ企業推進事業は御存じですね。ブライ企業とは、ブラック企業と対極の企業をイメージする熊本県の造語で、働く人が生き生きと輝く、安心して働き続けられる企業のことです。高齢者とその家族にとっては、お世話になる福祉施設がブラックであるか、ブライであるかは、大変重要なことです。福祉施設や福祉法人が正当に評価される施策は考えられないでしょうか。

市民の皆様に入居施設選択の手段を提供できないものかと思います。民間でもミッシュランガイドのように、福祉施設の評価に取り組んでもらえたらと思います。いつかはできると期待したいと思います。

通告の3番目に移ります。

令和3年第3回定例会において、私は、犯罪被害者等支援条例の制定の必要はないか、明石市の条例は先進的な取組だと考えるが、参考にできないかとお尋ねしました。そこで、これまでの取組状況と今後の見通しについて、文化市民局長にお尋ねいたします。

〔横田健一文化市民局長 登壇〕

○横田健一文化市民局長 犯罪被害者支援等支援については、これまでも市議会や県弁護士会等から条例制定や支援の拡充等の要望があり、本市としても防犯、再犯防止、犯罪被害者等支援のそれぞれの関係者等にお集まりいただいた安全安心まちづくり懇話会において御意見をお伺いするなど検討を重ねてきたところです。

懇話会からは、本市が目指すべき犯罪のない、安全安心なまちの姿を犯罪の加害者も被害者も生まない、もし被害に遭っても適切な支援を受けることができる安全で安心して暮らせるまちとするなどの御意見をいただいたところです。

今後の見通しにつきましては、懇話会での意見を踏まえた検討を進める中で、これを実現するため、再犯防止の理念を盛り込んだ犯罪を防止し、安全で安全なまち熊本市をつくる条例の改正や犯罪被害者等を支援する条例の制定を進めることとしたところであり、同条例について、令和5年度中の実現を目指して取り組んでまいります。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 これまで、安全安心まちづくり懇話会において幅広く検討されて、いよいよ令和5年度中には犯罪被害者等を支援する条例の制定を目指して取り組んでいくとお聞きいたしました。真摯に、前向きに検討を重ねてこられましたことに心から感謝申し上げます。

さて、通告4番目の市電の延伸についてでございます。

幾つもの市電延伸ルートが検討されて、まずは健軍終点から市民病院までの基本設計費、平成31年第1回定例会において計上されていましたが、市民連合と公明党を除

く会派の皆さんによって、予算の執行を一時凍結する決議がなされ、同年第3回定例会の凍結の解除まで半年もの間、足踏みをせざるを得ませんでした。

各会派の御理解も得られ、いよいよ実施設計を新年度で行おうかというとき、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が発生し、その年の5月にコロナ禍に対応するため、市電延伸や市庁舎建て替えは論議を中断、余儀なくされました。この間、お聞きした市民の皆さんのお声を御紹介したいと思います。

これまでの市民病院は、電停の近くにあって便利だったのに、東町に移転してからは、電車が利用できないので、不便になりました。通院も控えるようになったのです。一日も早く、市民病院まで電車を通してほしいです。早くしないと私の命はもたないですよ。

新型コロナウイルス感染症も終息の兆しが見えてまいりました。市電延伸計画は今後どのように進めていかれるお考えですか。市長にお尋ねいたします。

ところで、グランメッセでイベントが開催される時、第二空港線は交通渋滞を引き起こし、近くのショッピングモールの駐車場に車を置いて、徒歩でグランメッセに行く人たちが増えて、ショッピングモールは迷惑を受けております。周辺的生活道路への違法駐車も目立ち、付近住民に迷惑をかけています。

現在の市電延伸計画は市民病院前が終点となっていますが、グランメッセを終点としてはいかがでしょうか。このことは、昨年12月の定例会で藤山議員からも質問がっております。グランメッセ周辺の区画整理事業も進んでおります。市電の利用者は増えるばかりとなりますし、パークアンドライドの拠点としても考えられます。益城町を通ることでもあり、熊本県や益城町とも協議が必要な新たな計画ともなります。市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔大西一史市長 登壇〕

- 大西一史市長 今定例会の提案理由で御説明したとおり、市電延伸の今後の事業の進め方については、内部検討を再開し、中断後の課題を改めて整理することとしております。その上で、新年度の適切な時期に議会等への説明を行い、様々な環境変化を踏まえた基本設計の修正に取り組むとともに、実施設計の着手時期等についてもお示ししたいと考えております。

市電延伸については、先日の定例会でも答弁しましたとおり、延伸効果の最大化を図るため、パークアンドライドや新設電停と周辺地域を結ぶコミュニティ交通の導入等、県や周辺自治体と連携を図っていくことが必要でありまして、まずは中断前に議会で御議論いただきました市民病院までの延伸について、こうした取組を含め、検討してまいりたいと考えております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

- 田上辰也議員 市電の延伸につきましては、周辺住民の皆様はもとより、通勤、通学での利用に大きな期待感を持って待っている多くの市民の皆様がいらっしゃいます。どうか、スピード感を持って進めていただきたいと思います。存じます。

また、新設の主要な電停には、市電への乗換えがしやすくなるように駐輪場の設置、バス停、あるいはタクシーの待機スペース等についても、御検討いただきますよう要望させていただきます。

さて、通告5番目の地下水の有効活用についてでございます。

これまで提案してきておりましたが、桜町周辺の地下構造物で湧出してくる地下水を有効活用して、空調の冷温水にすることはどうかと提案し、それは実現しております。夏場の暑い時期に、ミストシャワーを提供してはとの提案についても、昨年、花畑広場で行われていました。このミストシャワーを電停に設置して、待合での涼感を提供してはいかがでしょうか。

また、緑の芝生に自動散水されている様子は、見ているだけでも涼しさを感じます。市電緑のじゅうたんへの自動散水はできないものでしょうか。関係局長の答弁をお願いいたします。

〔古庄修治交通事業管理者 登壇〕

○古庄修治交通事業管理者 お答え申し上げます。

御提案の電停へのミストシャワーの設置につきましては、電停上の限られた空間では、浴びたくない人もミストを避けられず問題が多いと考えております。

なお、電停の待合環境整備は大変重要であると認識しておりまして、電停改良を計画的に進めているほか、新年度からは、本格的な改良までに時間を要する電停については、先行して屋根を設置するなど、今後とも電停の環境整備に積極的に取り組んでまいります。

〔早野貴志環境局長 登壇〕

○早野貴志環境局長 私からは、市電緑のじゅうたんへの自動散水についてお答えします。

市電緑のじゅうたんへの散水は、維持管理費削減のため導入した散水軌陸車を活用し、軌道敷の温度が高い時間を避け、電車の運行後、夜間に年16回程度実施しております。議員御提案の市電緑のじゅうたんへの自動散水は、昼間は芝の蒸れによる枯れなどの可能性や地下水の散水設備の整備等の課題が多いと考えております。

しかしながら、余剰地下水の有効活用については、本市の環境保全に寄与することから、御提案も踏まえ、まずは散水軌陸車への利用について検討してまいります。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 電停の環境整備には積極的に取り組んでいかれるとのことで、大いに御期待申し上げたいと思います。電停のミストシャワーについては、問題点も多いかとは私も思います。しかし、全面的にミストシャワーをしてほしいということではありません。部分的にもできることでもあります。問題点を克服し、実現してこそ、リノベーションは進みます。

熊本市は地下水に恵まれた都市のイメージをアピールする上でも有効かと考えられます。一言で切って捨てるのではなく、電停待合環境の改善の一つとして検討してい

ただきたいと思います。

また、緑のじゅうたんへの自動散水につきましては、見た目の効果も大きく、まち中を涼しくしてくれるものではないかと私も思います。御検討いただけますようお願いいたします。

通告6番目の自然公園法の理念を生かす取組についてでございます。

公園には、都市公園と自然公園があります。それぞれに法律が制定されています。国では、国土交通省と環境省がおの所の所管しています。新年度から本市は、庁内複数にまたがっている緑業務を都市建設局に統合、集約し、森の都推進部（仮称）を設置する予定となっております。樹木を植樹、伐採、剪定する業務は集約するのが有効であるかもしれません。

しかし、自然生態系を維持管理して市民が自然に触れることができる自然公園的な地域も本市にはあります。例えば、金峰山、立田山、詫麻三山、雁回山などです。これらの地域は自然公園的な性格を強く持っております。樹木だけに限らず、野鳥などのさえずに触れて、癒されることができます。自然生態系の維持が求められるのです。そのような地域の管理は、環境局が所管していることが適切ではないでしょうか。パークレンジャーを育成、配置して、市民の皆様が自然に触れる機会を提供してはいかかかと思えます。環境局長にお尋ねいたします。

また、水前寺江津湖公園は、都市公園と自然公園の両方の利点を持っている極めて貴重な地域ではないかと思えます。野鳥の森として、グーグルマップにも載っていた区域を安易な開発を許して破壊してしまったことは、都市開発を所管する都市建設局が所管していたためではないかと強く指摘させていただきます。自然生態系に対する配慮が欠けていたためだと私は思います。

水前寺江津湖公園は、都市建設局と環境局の共同管理で維持していくべき区域ではないでしょうか。水前寺江津湖公園を俯瞰すると、野鳥の森があった区域は開発されてしまい、豊かな緑の中に食い込む、上流と下流を分断するくさびのようにさえ私には見えます。これ以上の破壊を許さないためにも、野鳥の森を公園区域に編入できないものでしょうか。都市建設局長にお尋ねいたします。

〔早野貴志環境局長 登壇〕

○早野貴志環境局長 私からは自然公園的な性格を強く持った金峰山等の環境局所管とパークレンジャーの育成につきましてお答えします。

金峰山、立田山、詫間三山、雁回山、水前寺江津湖は、熊本市を代表する豊かな自然環境を有し、古くから市民の皆様が親しまれており、このうち、金峰山、立田山は、県立自然公園に指定されております。

これらの地域については、生き物の生息・生育地や生態系のつながりを保つ、生物多様性の観点からも重要な場所であると考えており、今後も関係団体や関係部局と連携し、自然環境の保全に取り組んでまいります。

次に、国立公園内等で自然環境の保護活動を行う自然保護官、いわゆるパークレン

ジャーの育成については、既に、県内に多くの森林インストラクターや自然ふれあい指導員などの皆様が自然公園などで活動されており、本市としてもさらに連携を強化し、市民の皆様が自然に触れる機会を積極的に提供してまいります。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 私からは水前寺江津湖公園に関する御質問にお答えいたします。

豊富な湧水と良好な水辺環境が保たれております江津湖には、希少生物をはじめ、多くの野生生物が生息しており、自然環境が豊富であることから環境部局との連携は最も重要であると認識しております。

議員お尋ねの土地につきましては、令和4年第3回定例会で答弁いたしましたとおり、現時点で当該地を公園の区域に追加することは難しゅうございますが、今後、江津湖の環境保全の方向性を検討する中で、引き続き、当該地を含む一体的な在り方について考えてまいりたいと考えております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 環境局の皆さんには、与えられた職務を強く自覚し、本市の自然環境を保全し、市民の皆様身近なところで自然に触れることができる上質な生活都市を提供していただきたいと思っております。野鳥の森であったところは、今後、江津湖の一体的な環境保全の在り方を検討する中で考えていきたいとお答えでした。

ここで一つ御紹介いたします。

大西市長は、昨年12月、早稲田大学マニフェスト研究所が行っているローカルマニフェスト大賞首長の部で優秀賞を受賞されておられます。そのマニフェスト2022の43番目の項目の中では、江津湖の自然環境を保全するとともに、市民にとって、より親しみやすい憩いの場となるように、例えば、江津湖と動植物園、さらには、水前寺成趣園までを一体的に捉え、回遊性を高めるための園の整備に取り組みます。（任期中実現）と宣言しておられます。回遊性を高める道路整備の取組が台なしにならないように、都市建設局には、この野鳥の森であったところを見守っていただきたいと思っております。

引き続き、通告7番目の自転車活用のまちづくりについてお尋ねいたします。

本市には、なだらかな託麻台地と豊かな熊本平野が広がっています。人が移動するには、とても恵まれています。その利点を生かした取組の一つが熊本市自転車活用推進計画であると思っております。熊本地域公共交通計画との両輪を成している重要な計画であると考えます。市民の移動する権利をうたい上げた公共交通基本条例の理念を具現化するものではないでしょうか。

そこで、熊本市自転車活用推進計画の進捗状況と今後の方策をお示してください。私は以前から西南部と東部をつなぐ加勢川の江津塘、木部塘をつないで、加勢川ちやりんぼみちを提案していますが、その実現の見通しはどうか。都市建設局長お尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 自転車に関する2点の御質問にお答えいたします。

本市では、令和3年3月に熊本市自転車活用推進計画を策定し、便利に利用できる環境づくり、気軽に利用できる環境づくり、安全に利用できる環境づくりの3つの方針の下、34の事業の推進を図っております。

その中で、白川ちゃりんぼみちは、子飼橋から明午橋間が昨年度開通し、来年度は小碓橋から龍神橋間の整備を予定しております。また、駐輪場は、昨年度植木駅に開設し、来年度からは新水前寺駅の改修を予定しております。

そのほか、シェアサイクルの実証実験に加え、ヘルメットの着用や交通マナーアップに向けた安全教育などに取り組んでおり、引き続き、利用環境の向上に努めてまいります。

次に、議員御提案の加勢川ちゃりんぼみちにつきましては、自転車ネットワーク計画への位置づけがなく、利用見込みや連続的な幅員確保などの課題もありますことから、引き続き、河川管理者である国と協議してまいりたいと考えております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 自転車の活用推進には、安全に利用できる道路環境の整備が重点的な課題であると思います。自転車専用レーンの路線延長が望まれます。中心市街地の整備にとどまらず、周辺部分の円滑な往来も可能になるようにしていただきたいと思います。

提案いたしました加勢川ちゃりんぼみちの実現は、西区、南区、東区の往来を可能にするものです。車道にちゃりんぼみちを設けることは適しませんが、加勢川には、車道のほかにその内側に河川管理道路が設けられてあります。この管理用道路に若干の手を加えれば、ちゃりんぼみちは実現するのです。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

通告8番目は、地域の課題2点についてお尋ねいたします。

1点目です。集中豪雨になると、第二空港線と木山県道は冠水して交通に支障を来しています。この路線に挟まれた中間部分にある桜木小学校付近では、冠水した道路に車がエンジンストップして浮かんで動けず、救助隊が出動したこともあります。私は、初当選以来、12年一貫してこの洪水対策を求めてきました。

2点目は、東区と南部地域の交通の円滑化です。秋津レイクタウンの前の交差点は渋滞ができております。その解決のためにバイパス計画がありました。その計画は、旧秋津浄化センター敷地を通っており、無理がありましたが、今は撤去されて更地になっています。今こそ、当時の計画の復活を望むものです。令和4年第2回定例会で質問いたしました。昨年12月には、藤山議員も質問しておられます。

その計画は、熊本県が作成し、緑川の著町橋の向こう岸の城南町まで通じているもので、県、市、嘉島町の協議も必要であり、実現にはまだまだ時間がかかるものだと思います。当面、秋津川の塘まで新外秋津線からさらに道路を通していただけないで

しょうか。その百数十メートル程度の短い距離のほとんどは、市の所通する未利用地です。実現可能性は高く、周辺住民の利便性は格段に向上します。

以上、2点、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの2点の御質問にお答えいたします。

まず、鶯川の改修事業につきましては、これまでに、秋津中央公園上流の分水路施設や堀の口2号橋などの整備を完了し、整備率は延長ベースで約54%でございます。

本年度はネック箇所でありました秋津小学校西側の鶯3号橋の架け替え工事に着手するなど、事業の早期完成に向け、順次整備を進めております。

なお、道路冠水が顕著な第二空港線や桜木小学校周辺の浸水被害軽減に効果が期待される鶯川調整池では、令和5年出水期の効果発現を目指し、貯留量を4万トンから8万トンへ増加させる工事を進めており、加えて、下水道事業でも鶯川や鶯川調整池に排水する雨水管の整備を計画しております。

現在、同事業による浸水対策の実施に向けた設計や関係者協議を行っているところであり、令和6年度の工事着手に向け、引き続き、スピード感を持って進めてまいります。

次に、一般県道六嘉秋津新町線の整備につきましては、平成20年度改定の熊本都市圏都市交通アクションプログラムに位置づけられておりましたが、その後の社会情勢等の変化により、平成30年度の見直し時に整備予定路線から除外されております。

しかしながら、都市圏南部から本市中心部や東部に向かう交通により、依然として国道266号等で渋滞が見られますことから、県とともに、当該路線のバイパス整備の必要性を含め、検討を行っているところでございます。

また、秋津川堤防までの道路についてでございますが、現在、浄化センター跡地の利活用に関して、地域や関係部署と連携して協議を進めており、議員の御提案につきましても、地域の皆様の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 下水道事業として雨水管の整備も計画は進んでいるとのこと、この地域の交通対策はよりスピードアップされることに御期待いたします。

秋津浄化センター跡地につきましては、地元の生活道路がより安全で利便性が向上しますよう、御期待いたします。この施策につきましても、スピード感を持って取り組まれるよう、お願いいたします。

通告9番目です。

前回の昨年第4回定例会の閉会日に提案されました熊本市長等の給料の特例に関する条例の制定に関する質疑の中で、教員の不適切な指導に対する再発防止対策についてお尋ねし、5点の意見要望を教育長にお伝えいたしました。次の5点です。

- 1、全教職員へのアンケートの実施。
- 2、男子生徒の命日に市内全校で教職員の黙禱の実施。

- 3、担任が一人でよいのか、担任複数制の検討をすること。
- 4、より地域に開かれた学校とするための学校評議員制度の機能強化。
- 5、免職処分等となった教諭と何らかの接点があった子供たちへの心のケア。

これら5点の検討は進んでおられますか。その状況を教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 今議会に上程させていただいております熊本市附属機関設置条例の一部改正についての中でお示ししている熊本市教育行政審議会において、これまでの不祥事等を検証し、再発防止策や万一起こった際の迅速で適切な対応方法等について、専門家の知見もいただきながら、計画的にスピード感を持って議論を行いたいと考えております。前定例会において、議員からいただいた御意見、御要望についてもその議論の中で、検討させていただきたいと考えております。

なお、男子生徒の当時の在籍校では、命日に教職員が黙禱を行い、校長講話を行っているところです。

また、免職処分となった教諭と何らかの接点があった子供たちの心のケアの実施については、相談いただいた中から気になる子供さんには、カウンセリングについて説明し、お声がけさせていただいているところです。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 学校が閉ざされた特殊な社会であってはいけません。予定されている教育行政審議の中で広く意見を交わしていただき、私の提案しましたことについても御検討いただきたいと存じます。本市の教育に携わる教職員の皆さんには、教育委員会職員も含めてですが、保護者の皆様から大切な子供たちをお預かりしているという気持ちと心構えを常に強く持っていただきたいと思えます。

心にゆとりがなければ、何が大切なことを忘れてしまいかねません。教育委員会や教職員の働き方改革には、子供たちのためにもなる重要なことだとお考えいただき、実のある成果を生み出していきたいと存じます。

最後の質問通告となりましたが、校区の見直しと柔軟化につきましては、これまで幾度となく本会議でお尋ねしてまいりました。私の地元では、身近に学校があるのに、遠くの学校へ行かされており、そのような擦れ違いの通学を隣同士の学校の子供たちはさせてられています。この問題は、これまでの質問で一定の改善が見られてきました。まだまだ残っている課題ではありますが、引き続きの改善を教育委員会にはお願いいたします。

さて、同様な状況が他の学校でも起きていることを市民の皆様からお聞きしています。だからこそ、大西市長は自らのマニフェストの項目に挙げられました。

そこで、教育長にお尋ねします。熊本市全体で適用される校区の見直しと柔軟化については、どう進んでいますでしょうか。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 子供たちにとって、よりよい教育環境を確保するとともに、確実に

進む少子化や学校施設の老朽化等に対応するため、今後、次期総合計画、教育大綱当と整合を図りながら、学校規模適正化基本方針を改定し、義務教育学校の設置や学校施設の一体整備、複合化等の課題に取り組むこととしております。

また、その取組に先行して、緩衝地区の設定については、これまで自治会単位としておりましたが、昨年12月からは、街区単位での設定も可能としたところです。

さらに、複式学級のある中緑、本荘、山本小学校においては、従来の通学区域は残したまま、市内のどこからでも就学を認める小規模特認校制度の令和6年度からの導入を目指し、準備を進めております。このような取組を進める中で、子供たちにとって望ましい通学区域の在り方を検討してまいります。

〔24番 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 これまでの校区の線引きについては、大人の都合で行われてきたのではないかと反省させられます。例えば、教育委員会にあっては、学級数の確保が優先し、地域の団体にあっては、町内自治会の会員数が優先しております。何よりも大事なことは、御答弁にありましたように、子供たちにとって、最も望ましい在り方はどうであるかではないでしょうか。このことを第一に通学区域の在り方についても御検討をお願いしたいと存じます。

予定していた質問は終わりました。本定例会は私ども議員の任期中最後の議会となります。この4年間、先輩、同僚議員の皆様、たくさんの御助言、御指導ありがとうございました。市長をはじめ、執行部の皆様には、真摯に丁寧な御説明、そして、新たな展望をお示しいただき、感謝申し上げます。何より、市民の皆様には、市政の抱えている課題や取り組むべき政策を与えていただき、議員としてのやりがいと解決できたときの喜び、これを享受できたことに心から感謝申し上げます。

執行部におかれましては、最後まで真摯な態度で丁寧な答弁をしていただき、ありがとうございました。傍聴に来ていただきました傍聴席の皆様、インターネット中継によって御覧になっておられる皆様並びに議場におられる先輩、同僚議員の皆様にご心から感謝を申し上げまして、この任期、最後の質問を終わらせていただきます。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。
次会は、明28日（火曜日）定刻に開きます。

○原亨議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時58分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和5年2月27日

出席議員 48名

1番	原 亨	2番	園 川 良 二
3番	山 本 浩 之	4番	北 川 哉
5番	古 川 智 子	6番	島 津 哲 也
7番	吉 田 健 一	8番	伊 藤 和 仁
9番	平 江 透	10番	荒 川 慎太郎
11番	齊 藤 博	12番	田 島 幸 治
13番	日 隈 忍	14番	吉 村 健 治
15番	山 内 勝 志	16番	緒 方 夕 佳
17番	高 瀬 千鶴子	18番	三 森 至 加
19番	大 嶋 澄 雄	20番	光 永 邦 保
21番	高 本 一 臣	22番	福 永 洋 一
23番	西 岡 誠 也	24番	田 上 辰 也
25番	浜 田 大 介	26番	井 本 正 広
27番	藤 永 弘	28番	原 口 亮 志
29番	田 中 敦 朗	30番	紫 垣 正 仁
31番	小佐井 賀瑞宜	32番	寺 本 義 勝
33番	大 石 浩 文	34番	村 上 博
35番	上 田 芳 裕	36番	那 須 円
37番	澤 田 昌 作	38番	田 尻 善 裕
39番	満 永 寿 博	40番	田 中 誠 一
41番	津 田 征士郎	43番	藤 山 英 美
44番	落 水 清 弘	45番	倉 重 徹
46番	三 島 良 之	47番	坂 田 誠 二
48番	白河部 貞 志	49番	上 野 美恵子

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	田中俊実
総務局長	宮崎裕章	財政局長	三島健一
文化市民局長	横田健一	健康福祉局長	津田善幸
環境局長	早野貴志	経済観光局長	田上聖子
農水局長	大塚裕一	都市建設局長	井芹和哉
消防局長	福田和幸	交通事業管理者	古庄修治
上下水道事業 管理者	田中陽礼	教育長	遠藤洋路
中央区長	岡村公輝	東区長	本田昌浩
西区長	河本英典	南区長	江幸博
北区長	小崎昭也	病院事業管理者	水田博志

職務のため出席した議会局職員

局長	富永健之	次長	潮永誠
議事課長	池福史弘	政策調査課長	上野公一